

仁昌寺祭典山車実行委員会規約

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、仁昌寺祭典山車実行委員会と称し、事務所を一戸町消防団第6分団第3部屯所（仁昌寺74番地7）に置く。

(会員)

第2条 本会は、一戸町小鳥谷上仁昌寺町内会、下仁昌寺町内会の構成員を会員とする。ただし、地域住民外で本人の希望があり、役員会が承認した場合は会員となることができる。

(目的及び事業)

第3条 本会は「小鳥谷八幡神社祭典」に際し、山車を製作運行するにより、地域の一体感を醸成し、もって地域の活性化を図ることを目的とし、これに必要な一切の事業を行う。

第2章 組織及び役員

(機関)

第4条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総 会
- (2) 役員会

(総会)

第5条 総会は、本会の最高議決機関である。

- 2 総会は毎年1回定期会を開き、その他必要の都度臨時会を開く。
- 3 総会は次の事項を審議決定する。
 - (1) 事業計画
 - (2) 予算及び決算
 - (3) 役員及び監事の選出
 - (4) 規約の改廃
 - (5) その他の重要事項

- 4 総会は出席会員をもって構成し、議事は出席者の過半数をもって決する。
- 5 総会の議長は、委員長が務める。
- 6 総会は、役員会の決定に従い委員長が招集する。ただし、会員の5分の1以上により臨時会招集申立てがあった場合、委員長は臨時会を招集しなければならない。

(役員を選出)

第6条 役員は総会により以下のとおり選出される。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 3名
 - (3) 委員 総会において定める数
 - (4) 監事 3名
 - (5) 事務局 若干名 (内会計 1名)
- 2 役員の任期は1年とする。ただし、再任をさまたげない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
 - 3 役員は総会の決議により解任された場合、その資格を喪失する。
 - 4 本会に総会の承認を得て、相談役・顧問を置くことができる。
 - 5 必要に応じ役員会に諮り、別に定める担当責任者を置くことができる。

(役員会)

第7条 役員会は、総会にて選出された役員をもって構成する。

- 2 役員会は必要の都度開く。
- 3 役員会は本会の事業計画に従い、本会の事務の執行を決定する。
- 4 役員会において執行された事項は総会に報告する。
- 5 役員会は委員長が招集する。ただし、役員4分の1以上の招集申立てがあった場合、委員長は役員会を招集しなければならない。

(役員の職務)

第8条 委員長は本会を代表し、総会及び役員会の決定した本会の方針に従い、会務を統括執行する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 事務局は委員長の指示を受けて本会の事務を行う。
- 4 会計は本会の会計を処理する。
- 5 委員は役員会に出席し、本会の運営執行の決定に参加する。
- 6 相談役・顧問は、本会の運営に助言を行う。
- 7 監事は本会の業務及び会計を監査する。
- 8 担当責任者は、山車の製作運行に関し、担当部門の指揮を執る。

第3章 会 計

(経費)

第9条 本会の経費は次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) 補助金
- (4) その他の収入

(会計年度及び会計報告)

第10条 本会の会計年度は毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

- 2 本会の会計報告は会計年度ごとに監事の監査を受け、その報告書とともに総会に提出し、承認を受けなければならない。

附 則

(施行)

この規約は、平成20年7月26日から施行する。

この規約は、令和2年7月18日から施行する。

この規約は、令和4年7月17日から施行する。